

1. WHC/21/44.COM/7B.Add を審査した上で；
2. 第 39 回世界遺産委員会（2015 年ボン）で採択された決議 39 COM. 8B.14 及び第 42 回世界遺産委員会（2018 年マナーマ）で採択された決議 42 COM 7B.10 を想起し；
3. 2021 年 6 月に実施された東京の産業遺産情報センターへのユネスコ・イコモス現地調査団を歓迎し；
4. 締約国が多くの約束を満たし、また世界遺産委員会の関連決議の多くの側面を遵守していることに満足して留意し；
5. しかし締約国が関連決議を未だ十分には実施していないことを強く残念に思い；
6. これに関連し、締約国が、関連決議の実施において、次の諸点を含む現地調査報告書の結論を十分に考慮に入れることを要請し；
  1. 各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し、また各構成資産の歴史全体についても理解できることを示す説明戦略
  2. その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと。また、日本政府の徴用政策について理解できるような措置
  3. インフォメーションセンターの設置など、犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込むこと
  4. 顕著な普遍的価値の対象期間及びそれ以外の期間も含めた遺産の歴史全体の解釈やデジタル形式の解説資料の説明戦略に関する国際的な最良の慣行
  5. 関係者との対話を継続すること
7. 2023 年の第 46 回世界遺産委員会による審議に付するため、2022 年 12 月 1 日までに、本件世界遺産の保全状況と上記の履行状況について更新した報告書を世界遺産センターに提出するよう締約国に更に要請する。